

府子本第61号
令和5年2月9日

各 都道府県知事 殿

内閣総理大臣

「子ども・子育て支援交付金の交付について」の一部改正について

平成28年7月20日付けで「平成28年度子ども・子育て支援交付金の交付について」（府子本第474号）を通知したところであるが、今般、別添新旧対照表のとおり、一部改正し、令和4年12月1日から適用することとしたので通知する。

なお、各都道府県知事におかれては、貴管内市町村（特別区を含む。）に対してこの旨通知されたい。

子ども・子育て支援交付金交付要綱新旧対照表

改正後					現行						
別紙 子ども・子育て支援交付金交付要綱 第1条～第13条 (略)					別紙 子ども・子育て支援交付金交付要綱 第1条～第13条 (略)						
別紙					別紙						
1事業	2区分	3基準額		4対象経費	5負担割合	1事業	2区分	3基準額		4対象経費	5負担割合
(略)	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		(略)	(略)
利用者支援事業、延長保育事業、放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、病児保育事業及び子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)		1 放課後児童健全育成事業 (略)		新型コロナウイルス感染症対策臨時休業時特別開所支援事業等の実施に必要な経費(飲食物費を除く。)	国 1/3 〔都道府県〕 1/3 〔市町村〕 1/3	利用者支援事業、延長保育事業、放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、病児保育事業及び子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)		1 放課後児童健全育成事業 (略)		新型コロナウイルス感染症対策臨時休業時特別開所支援事業等の実施に必要な経費(飲食物費を除く。)	国 1/3 〔都道府県〕 1/3 〔市町村〕 1/3
		2 子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業) (略)						2 子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業) (略)			
		3 利用者支援事業、延長保育事業、放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、病児保育事業及び子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業) 新型コロナウイルス感染症対策支援事業(令和3年度補正予算分) (略)						3 利用者支援事業、延長保育事業、放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、病児保育事業及び子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業) 新型コロナウイルス感染症対策支援事業(令和3年度補正予算分) (略)			
		4 利用者支援事業、放課後児童健全育成事業、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、地域子育て支援拠点事業、ICT化推進事業(令和3年度補正予算分) (略)						4 利用者支援事業、放課後児童健全育成事業、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、地域子育て支援拠点事業、ICT化推進事業(令和3年度補正予算分) (略)			
		5 利用者支援事業、延長保育事業、放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、病児保育事業及び子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業) 新型コロナウイルス感染症に係る事業継続支援事業						(新設)			

1事業	2区分	3基準額	4対象経費	5負担割合												
ミリー・サポート・センター事業	ミリー・サポート・センター事業(特例措置分)	<p>(1)緊急時の職員確保、職場環境の復旧・環境整備等</p> <p>ア 利用者支援事業、子育て短期支援事業、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、病児保育事業及び子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業) 300,000円</p> <p>イ 延長保育事業</p> <table border="0"> <tr> <td>定員19人以下</td> <td>150,000円</td> </tr> <tr> <td>定員20人以上59人以下</td> <td>200,000円</td> </tr> <tr> <td>定員60人以上</td> <td>250,000円</td> </tr> </table> <p>ウ 放課後児童健全育成事業</p> <table border="0"> <tr> <td>定員19人以下</td> <td>300,000円</td> </tr> <tr> <td>定員20人以上59人以下</td> <td>400,000円</td> </tr> <tr> <td>定員60人以上</td> <td>500,000円</td> </tr> </table> <p>※ 放課後児童健全育成事業は1支援の単位当たり、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業及び子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)は1市町村当たり、その他事業は1か所当たり</p> <p>※ 延長保育事業の「定員」は事業を実施する保育所等の定員</p> <p>※ 事業所の職員や利用者について、新型コロナウイルスの感染者や濃厚接触者等が発生した場合に、職員が感染症対策の徹底を図りながら業務を継続的に実施していくために必要な、以下の経費に限る。</p> <p>ア 緊急時の職員確保に係る費用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・職員の感染等による人員不足に伴う職員の確保等の費用 <p>イ 職場環境の復旧・環境整備に係る費用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・消毒掃除費用等 <p>※ 感染症対策計画の策定や職員の体調管理等、感染拡大防止に努めること。</p> <p>(2)感染症対策のための改修 1,000,000円</p> <p>※ 放課後児童健全育成事業は1支援の単位当たり、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業及び子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)は1市町村当たり、その他事業は1か所当たり</p> <p>※ 新型コロナウイルス感染症等の感染症対策のために必要となる改修や設備の整備等に限る。</p>	定員19人以下	150,000円	定員20人以上59人以下	200,000円	定員60人以上	250,000円	定員19人以下	300,000円	定員20人以上59人以下	400,000円	定員60人以上	500,000円		
定員19人以下	150,000円															
定員20人以上59人以下	200,000円															
定員60人以上	250,000円															
定員19人以下	300,000円															
定員20人以上59人以下	400,000円															
定員60人以上	500,000円															
		<p>6. 利用者支援事業、放課後児童健全育成事業、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、地域子育て支援拠点事業 ICT化推進事業(令和4年度第2次補正予算分)</p> <p>(1)業務のICT化を行うためのシステムの導入 (2)研修のオンライン化</p> <p>(1)、(2)の合計 500,000円</p> <p>※ 放課後児童健全育成事業は1支援の単位当たり、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業は1市町村当たり、その他事業は1か所当たり</p> <p>※ 連絡帳の電子化や、オンライン会議やオンラインを活用した相談支援に必要なICT機器の導入等の環境整備に係る経費及び、都道府県等が実施する研修をオンラインで受講できるよう、必要なシステム基盤の導入等に係る経費に限る。</p>														

1事業	2区分	3基準額	4対象経費	5負担割合
ミリー・サポート・センター事業	ミリー・サポート・センター事業(特例措置分)			
		(新設)		

1事業	2区分	3基準額	4対象 経費	5負担 割合
		(3)通訳や翻訳のための機器の導入 150,000円		
		※ 放課後児童健全育成事業は1支援の単位当たり、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業は1市町村当たり、その他事業は1か所当たり		
		※ 外国人の子育て家庭が事業を円滑に利用できるよう、多言語音声翻訳システム等の導入に係る経費に限る。		

1事業	2区分	3基準額	4対象 経費	5負担 割合

改正後

現行

別紙様式1～8

(略)

(略)

別表1(別業)

事業名	総事業費 ①	寄付金その他の 収入予定額 ②	差引額 ③(①-②)	対象経費の 支出予定額 ④	国庫補助 基準額 ⑤	選定額 ⑥	国庫補助 基本額 ⑦	国庫補助 所要額 ⑧
IV 特別措置分(1)								
児童発達支援事業								
子育て援助活動支援事業								
特別措置(1)分 計								
1/3								

(記入上の注意)

- 特別措置分(1)表には、特別措置分のうち、1. 放課後児童健全育成事業及び2. 子育て援助活動支援事業(フリースクール等)について記入すること。
- ③欄には、交付要領の別添の第3欄に定める基準額を記入すること。
- ⑥欄は③欄、④欄及び⑤欄を比較し、最も少ない額を記入すること。
- ⑦欄には、⑥欄の額を記入すること。
- ⑧欄には、⑦欄の額に1/3を乗じて得た額(1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)を記入すること。

現行

事業名	総事業費 ①	寄付金その他の 収入予定額 ②	差引額 ③(①-②)	対象経費の 支出予定額 ④	国庫補助 基準額 ⑤	選定額 ⑥	国庫補助 基本額 ⑦	国庫補助 所要額 ⑧
IV 特別措置分(2)								
利用者支援事業								
延長保育事業								
放課後児童健全育成事業								
子育て援助活動支援事業								
児童発達支援事業								
児童発達支援センター事業								
子育て支援拠点事業								
子育て支援センター事業								
一時預かり事業								
児童発達支援事業								
子育て援助活動支援事業								
特別措置分(2) 計								
特別措置分(1)分 計								
総 合 計								
1/3								

(記入上の注意)

- 特別措置分(2)表には、特別措置分のうち、3.利用者支援事業、延長保育事業、放課後児童健全育成事業、子育て援助活動支援事業、児童発達支援センター事業)について記入すること。
- ③欄には、交付要領の別添の第3欄に定める基準額を記入すること。
- ⑥欄は③欄、④欄及び⑤欄を比較し、最も少ない額を記入すること。
- ⑦欄には、⑥欄の額を記入すること。
- ⑧欄には、⑦欄の額に1/3を乗じて得た額(1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)を記入すること。
- 【特別措置分(1)計欄には、別表1(別業)の特別措置分(1)計欄及び特別措置分(2)計欄の額を合計した額を記入すること。
- 【対象経費の支出予定額欄には、別表1(別業)の特別措置分(1)計欄の額を合計した額を記入すること。

改正後

別表1(別業)

事業名	総事業費 ①	寄付金その他の 収入予定額 ②	差引額 ③(①-②)	対象経費の 支出予定額 ④	国庫補助 基準額 ⑤	選定額 ⑥	国庫補助 基本額 ⑦	国庫補助 所要額 ⑧
IV 特別措置分(1)								
児童発達支援健全育成事業								
子育て援助活動支援事業								
特別措置(1)分 計								
1/3								

(記入上の注意)

- 特別措置分(1)表には、特別措置分のうち、1. 放課後児童健全育成事業及び2. 子育て援助活動支援事業(フリースクール等)について記入すること。
- ③欄には、交付要領の別添の第3欄に定める基準額を記入すること。
- ⑥欄は③欄、④欄及び⑤欄を比較し、最も少ない額を記入すること。
- ⑦欄には、⑥欄の額を記入すること。
- ⑧欄には、⑦欄の額に1/3を乗じて得た額(1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)を記入すること。

事業名	総事業費 ①	寄付金その他の 収入予定額 ②	差引額 ③(①-②)	対象経費の 支出予定額 ④	国庫補助 基準額 ⑤	選定額 ⑥	国庫補助 基本額 ⑦	国庫補助 所要額 ⑧
IV 特別措置分(2)								
利用者支援事業								
延長保育事業								
放課後児童健全育成事業								
子育て援助活動支援事業								
児童発達支援事業								
児童発達支援センター事業								
子育て支援拠点事業								
子育て支援センター事業								
一時預かり事業								
児童発達支援事業								
子育て援助活動支援事業								
特別措置分(2) 計								
1/3								

(記入上の注意)

- 特別措置分(2)表には、特別措置分のうち、3.利用者支援事業、延長保育事業、放課後児童健全育成事業、子育て援助活動支援事業、児童発達支援センター事業)について記入すること。
- ③欄には、交付要領の別添の第3欄に定める基準額を記入すること。
- ⑥欄は③欄、④欄及び⑤欄を比較し、最も少ない額を記入すること。
- ⑦欄には、⑥欄の額を記入すること。
- ⑧欄には、⑦欄の額に1/3を乗じて得た額(1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)を記入すること。

現行

新規

改正後

事業名	総事業費		差引額 ③(①-②)	対象経費の 支出予定額	国庫補助 基本額	連立額	国庫補助 基本額	国庫補助 所要額
	① 円	② 円						
IV 特別措置分(②)								
利用者支援事業								
延長保育事業								
幼稚園・児童館等育成事業								
子育て短期支援事業								
児童発達支援事業(令和4年度改訂予算案)について記入すること								
児童発達支援訪問事業								
地域子育て支援拠点事業								
一時保育事業								
夜間保育事業								
子育て援助活動支援事業								
特別措置分(②) 社								
特別措置分(②) 社								
総 合 計								1/3

- 【記入上の注意】
1. 「特別措置分(②)」項には、特別措置分のうち、各利用者支援事業、延長保育事業、幼稚園・児童館等育成事業、子育て短期支援事業、児童発達支援事業、地域子育て支援拠点事業、一時保育事業、夜間保育事業及び子育て援助活動支援事業(ただし、「申込」として同一事業)と、新型コロナウイルス感染症対応児童発達支援事業、幼稚園・児童館等育成事業、子育て支援訪問事業、児童発達支援事業(令和4年度改訂予算案)について記入すること。
 2. 「特別措置分(①)」計上額は、別表1(別表1の「特別措置分(1)」計上額)と「特別措置分(2)」計上額及び「特別措置分(3)」計上額の額を合計した額を記入すること。
 3. 「特別措置分(②)」計上額は、別表1(別表1の「特別措置分(2)」計上額)と「特別措置分(3)」計上額の額を合計した額を記入すること。
 4. 「特別措置分(③)」計上額は、別表1(別表1の「特別措置分(3)」計上額)の額を記入すること。
 5. 「特別措置分(④)」計上額は、別表1(別表1の「特別措置分(4)」計上額)の額を記入すること。
 6. 「特別措置分(⑤)」計上額は、別表1(別表1の「特別措置分(5)」計上額)の額を記入すること。
 7. 「特別措置分(⑥)」計上額は、別表1(別表1の「特別措置分(6)」計上額)の額を記入すること。
 8. 「特別措置分(⑦)」計上額は、別表1(別表1の「特別措置分(7)」計上額)の額を記入すること。
 9. 「特別措置分(⑧)」計上額は、別表1(別表1の「特別措置分(8)」計上額)の額を記入すること。

改正後

別表2

1. 利用者支援事業 ～ 11. 一時預かり事業(2)幼稚園型 I

(略)

現行

別表2

1. 利用者支援事業 ～ 11. 一時預かり事業(2)幼稚園型 I

(略)

(3) 幼稚園型 II

No.	名称	施設 所在地 市町村 名	設置 主体	施設 類型	施設の年間実施 日数												開設準備 経費(改 修費等)	外委経費 の支出予 定額	国庫補助 基準額
					2歳児			1歳児			0歳児								
					平日	長期 休業日	休日	平日+長 期休業日	平日+長 期休業日	休日	平日+長 期休業日	平日+長 期休業日	休日	平日+長 期休業日	平日+長 期休業日	休日			
					時間	未済	時間	2時間 以上	2~3 時間	3時間 以上	2時間 以上	2~3 時間	3時間 以上	2時間 以上	2~3 時間	3時間 以上			
1																			
2																			
3																			

- (記入上の注意)
- ①園は、公立、私立のいずれかを記入すること。
 - ②園は、幼稚園(新制度以外)、幼稚園(新制度)のいずれかを記入すること。
 - ③園は、長期休業期間の平日に実施する場合はかつし⑥欄に記入すること。休日(土曜日等)に通常開所して当該事業を実施する場合は、⑦欄ではなく本欄にかつしすること。
 - ④園は、各園で定めている長期休業(春季・夏季・冬季休業等)の平日における実施日をおかつしすること。なお、長期休業中の休日は⑦欄にかつしすること。
 - ⑤園は、⑥欄にかつしする日以外の実施日をおかつしすること。なお、本表におけるその他の平日・長期休業日・休日の考え方は3、4、5の考え方と同様である。
 - ⑥園は、⑥欄にかつしする日以外の実施日をおかつしすること。なお、本表におけるその他の平日・長期休業日・休日の考え方は3、4、5の考え方と同様である。
 - ⑦園は、⑥欄に定める長期休分については8時間を超えた場合は年間延べ利用員数等を記入すること。
 - ⑧園は、該当する場合は有しを記入すること。

現行

(3) 幼稚園型 II

No.	名称	施設 所在地 市町村 名	設置 主体	施設 類型	施設の年間実施 日数												開設準備 経費(改 修費等)	外委経費 の支出予 定額	国庫補助 基準額
					2歳児			1歳児			0歳児								
					平日	長期 休業日	休日	平日+長 期休業日	平日+長 期休業日	休日	平日+長 期休業日	平日+長 期休業日	休日	平日+長 期休業日	平日+長 期休業日	休日			
					時間	未済	時間	2時間 以上	2~3 時間	3時間 以上	2時間 以上	2~3 時間	3時間 以上	2時間 以上	2~3 時間	3時間 以上			
1																			
2																			
3																			

- (記入上の注意)
- ①園は、公立、私立のいずれかを記入すること。
 - ②園は、幼稚園(新制度以外)、幼稚園(新制度)のいずれかを記入すること。
 - ③園は、長期休業期間の平日に実施する場合はかつし⑥欄に記入すること。休日(土曜日等)に通常開所して当該事業を実施する場合は、⑦欄ではなく本欄にかつしすること。
 - ④園は、各園で定めている長期休業(春季・夏季・冬季休業等)中の平日における実施日をおかつしすること。なお、長期休業中の休日は⑦欄にかつしすること。
 - ⑤園は、⑥欄にかつしする日以外の実施日をおかつしすること。なお、本表におけるその他の平日・長期休業日・休日の考え方は3、4、5の考え方と同様である。
 - ⑥園は、⑥欄に定める長期休分については8時間を超えた場合は年間延べ利用員数等を記入すること。
 - ⑦園は、⑦欄に定める長期休分については8時間を超えた場合は年間延べ利用員数等を記入すること。
 - ⑧園は、広域利用員数、他の市町村に居住する利用員数または年間延べ利用員数を数値または把握の上、あらかじめ利用員の居住市町村に情報提供願います。
 - ⑨園は、該当する場合は有しを記入すること。

改正後

改正後	現行
<p data-bbox="103 236 1115 359">別表2 11. 一時預かり事業(4)余裕活用型～4. 利用者支援事業、放課後児童健全育成事業、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、地域子育て支援拠点事業ICT化推進事業(令和3年度補正予算分)</p> <div data-bbox="459 427 757 592" style="border: 1px solid black; text-align: center; padding: 20px;"><p data-bbox="539 475 667 544">(略)</p></div>	<p data-bbox="1115 236 2134 359">別表2 11. 一時預かり事業(4)余裕活用型～4. 利用者支援事業、放課後児童健全育成事業、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、地域子育て支援拠点事業ICT化推進事業(令和3年度補正予算分)</p> <div data-bbox="1473 427 1771 592" style="border: 1px solid black; text-align: center; padding: 20px;"><p data-bbox="1554 475 1682 544">(略)</p></div>

現行

新規

改正後

別表2

5. 新型コロナウイルス感染症に係る事業継続支援事業

市町村名 _____

類型	か所数 ①	対象経費の 支出予定額 ②	国庫補助 基準額 ③
(1) 緊急時の職員確保、職場環境の復旧・環境整備等			
(2) 感染症対策のための改修			
合計	0	0	0

(記入上の注意)

- ①、②の欄には、「(1)緊急時の職員確保、職場環境の復旧・環境整備等」「(2)感染症対策のための改修」における対応する欄の計額の金額を記入すること。
- ③の欄は、実施か所等ごとの国庫補助基準額の合計額を計上すること。

現行

新規

改正後

別表2
5. 新設オンライン化の促進等に係る事業継続支援措置事業
①(1) 緊急時の員数確保 ② 業務継続計画策定

市町村名

事業名	知事名	実施自治体数	①のうち、新設オンライン化の促進等 等の実施が可能な自治体の所収数	②	③	④	⑤						
雇用支援事業	-	10	10	10	<ul style="list-style-type: none"> 実施自治体の員数確保に係る計画 ① 緊急時の員数確保に係る計画①の 内容（自治体別） ② 業務継続計画の策定に係る計画 ③ 業務継続計画の策定に係る計画 ④ 業務継続計画の策定に係る計画 ⑤ 業務継続計画の策定に係る計画 	<ul style="list-style-type: none"> 実施自治体の員数確保に係る計画 ① 緊急時の員数確保に係る計画①の 内容（自治体別） ② 業務継続計画の策定に係る計画 ③ 業務継続計画の策定に係る計画 ④ 業務継続計画の策定に係る計画 ⑤ 業務継続計画の策定に係る計画 	<ul style="list-style-type: none"> 実施自治体の員数確保に係る計画 ① 緊急時の員数確保に係る計画①の 内容（自治体別） ② 業務継続計画の策定に係る計画 ③ 業務継続計画の策定に係る計画 ④ 業務継続計画の策定に係る計画 ⑤ 業務継続計画の策定に係る計画 						
								19自治体	10	10	<ul style="list-style-type: none"> 実施自治体の員数確保に係る計画 ① 緊急時の員数確保に係る計画①の 内容（自治体別） ② 業務継続計画の策定に係る計画 ③ 業務継続計画の策定に係る計画 ④ 業務継続計画の策定に係る計画 ⑤ 業務継続計画の策定に係る計画 	<ul style="list-style-type: none"> 実施自治体の員数確保に係る計画 ① 緊急時の員数確保に係る計画①の 内容（自治体別） ② 業務継続計画の策定に係る計画 ③ 業務継続計画の策定に係る計画 ④ 業務継続計画の策定に係る計画 ⑤ 業務継続計画の策定に係る計画 	<ul style="list-style-type: none"> 実施自治体の員数確保に係る計画 ① 緊急時の員数確保に係る計画①の 内容（自治体別） ② 業務継続計画の策定に係る計画 ③ 業務継続計画の策定に係る計画 ④ 業務継続計画の策定に係る計画 ⑤ 業務継続計画の策定に係る計画
延長支援事業	8自治体	10	10	10	<ul style="list-style-type: none"> 実施自治体の員数確保に係る計画 ① 緊急時の員数確保に係る計画①の 内容（自治体別） ② 業務継続計画の策定に係る計画 ③ 業務継続計画の策定に係る計画 ④ 業務継続計画の策定に係る計画 ⑤ 業務継続計画の策定に係る計画 	<ul style="list-style-type: none"> 実施自治体の員数確保に係る計画 ① 緊急時の員数確保に係る計画①の 内容（自治体別） ② 業務継続計画の策定に係る計画 ③ 業務継続計画の策定に係る計画 ④ 業務継続計画の策定に係る計画 ⑤ 業務継続計画の策定に係る計画 	<ul style="list-style-type: none"> 実施自治体の員数確保に係る計画 ① 緊急時の員数確保に係る計画①の 内容（自治体別） ② 業務継続計画の策定に係る計画 ③ 業務継続計画の策定に係る計画 ④ 業務継続計画の策定に係る計画 ⑤ 業務継続計画の策定に係る計画 						

現行

新規

改正後

協賛生協で実施される事業 二階級協賛事業 協賛協賛事業 子育て支援施設等協賛事業 (2)子育て(2)方面(2)子育て(事業費) 等 一 共	= = = =	公益財 公益財 公益財 公益財	公益財 公益財 公益財 公益財	公益財 公益財 公益財 公益財	委託先等様 (公益財)	公益財 公益財 公益財 公益財	公益財 公益財 公益財 公益財	
					A 協賛協賛の種別等(協賛)に該当する 否() 否() 否() 否()			
					B 協賛協賛の目的、用途等(協賛)に該当する 否() 否() 否() 否()			
					C 協賛協賛の相手先(協賛)に該当する 否() 否() 否() 否()			
委託先等様 (公益財)	A 協賛協賛の種別等(協賛)に該当する 否() 否() 否() 否()	B 協賛協賛の目的、用途等(協賛)に該当する 否() 否() 否() 否()	C 協賛協賛の相手先(協賛)に該当する 否() 否() 否() 否()	D 協賛協賛の相手先(協賛)に該当する 否() 否() 否() 否()	E 協賛協賛の相手先(協賛)に該当する 否() 否() 否() 否()	F 協賛協賛の相手先(協賛)に該当する 否() 否() 否() 否()	G 協賛協賛の相手先(協賛)に該当する 否() 否() 否() 否()	H 協賛協賛の相手先(協賛)に該当する 否() 否() 否() 否()

1. 協賛協賛の種別等(協賛)に該当する
 2. 協賛協賛の目的、用途等(協賛)に該当する
 3. 協賛協賛の相手先(協賛)に該当する
 4. 協賛協賛の相手先(協賛)に該当する
 5. 協賛協賛の相手先(協賛)に該当する
 6. 協賛協賛の相手先(協賛)に該当する
 7. 協賛協賛の相手先(協賛)に該当する
 8. 協賛協賛の相手先(協賛)に該当する
 9. 協賛協賛の相手先(協賛)に該当する
 10. 協賛協賛の相手先(協賛)に該当する

現行

新規

改正後

別表2

5. 新型コロナウイルス感染症に係る事業継続支援事業
（2）感染症対策のための改修

市町村名

事業名	事業所数	①	対象経費の支出予定額 ② 円	国庫補助基準額 ③ 円
利用者支援事業	か所			
延長保育事業	か所			
放課後児童健全育成事業	支援の単位			
子育て短期支援事業	か所			
乳児家庭全戸訪問事業	市町村			
養育支援訪問事業	市町村			
地域子育て支援拠点事業	か所			
一時預かり事業	か所			
育児保育事業	か所			
子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）	市町村			
会社				

（記入上の注意）

1. ②欄は、感染症対策のための改修に必要な経費を記入すること。
2. ③欄は、実施が所等ごとの国庫補助基準額の合計額を計上すること。

現行

新規

改正後

別表2

6. 利用者支援事業、放課後児童健全育成事業、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、地域子育て支援拠点事業、ICT化推進事業（令和4年度第2次補正予算分）

市町村名

類型	か所数 ①	対象経費の 支出予定額 ②	国庫補助 基準額 ③
(1) 業務のICT化を行うためのシステムの導入			
(2) 研修のオンライン化			
(3) 通訳や翻訳のための機器の導入			
合計	0	0	0

（記入上の注意）

- ①②欄には、「(1)業務のICT化を行うためのシステムの導入」、「(2)研修のオンライン化」、「(3)通訳や翻訳のための機器の導入」における対応する欄の計欄の金額を記入すること。
- ③欄は、実施が所等ごとの国庫補助基準額の合計額を計上すること。

現行

新規

改正後

別表2

6. 利用者支援事業、放課後児童健全育成事業、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、地域子育て支援拠点事業、ICT化推進事業（令和4年度第2次補正予算分）
（1）業務のICT化を行うためのシステムの導入、（2）研修のオンライン化

市町村名

事業名	事業所数	①	対象経費の支出予定額 ② 円	国庫補助金等額 ③ 円
利用者支援事業	か所			
放課後児童健全育成事業	支援の単位			
乳児家庭全戸訪問事業	市町村			
養育支援訪問事業	市町村			
地域子育て支援拠点事業	か所			
	会社			

（記入上の注意）

1. ②の欄は、(1)業務のICT化を行うためのシステムの購入、(2)研修のオンライン化に必要な経費を記入すること。

2. ③の欄は、委嘱が所管ごとの国庫補助金等額の合計額を計上すること。

現行

新規

改正後

別表2

6. 利用者支援事業、放課後児童健全育成事業、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、地域子育て支援拠点事業
ICT化推進事業（令和4年度第2次補正予算分）
(3) 通訳や翻訳のための機器の導入

市町村名

事業名	事業所数	①	対象経費の支出予定額	②	国庫補助基準額	③
利用者支援事業		か所				
放課後児童健全育成事業		支援の単位				
乳児家庭全戸訪問事業		市町村				
養育支援訪問事業		市町村				
地域子育て支援拠点事業		か所				
合計						

(記入上の注意)

1. ②欄は、通訳や翻訳のための機器の導入に係る経費を記入すること。

2. ③欄は、実施か所等ごとの国庫補助基準額の合計額を計上すること。

現行

新規

改正後

事業名	総事業数	寄付金76%の 収入額	差引額	対義数の 差引出額	国庫補助 差引額	予定額	国庫補助 差引額	国庫補助 別差額	国庫補助金 交付決定額	国庫補助金 交付済額	差引 差引差額
	① 円	② 円	③①-② 円	④ 円	⑤ 円	⑥ 円	⑦ 円	⑧ 円	⑨ 円	⑩ 円	⑪⑩-⑧ 円
IV 特別措置分(2)											
1. 利用者支援事業											
2. 延長保育事業											
3. 放課後児童健全育成事業											
4. 子育て支援支援事業											
5. 乳児家庭全戸訪問事業											
6. 障害者支援訪問事業											
7. 一泊預かり事業											
8. 児童発達支援事業											
9. 子育て援助活動支援事業											
特別措置分(3) 社											1/3
総 合 社											

記入上の注記

- 特別措置分(3)欄には、特別措置分(3)の5、5.利用者支援事業、延長保育事業、放課後児童健全育成事業、子育て支援支援事業、乳児家庭全戸訪問事業、障害者支援訪問事業、地域子育て支援拠点事業、一泊預かり事業、児童発達支援事業及び子育て援助活動支援事業(ワーカー・ワーカー・ワーカー・ワーカー)並びに「特別措置分(2)欄及び特別措置分(3)欄」の欄を合計した額を記入すること。⑩欄には、各事業間の経費の取分の差引を行った上で補助額(差引額)がある場合は当該金額を、それ以外の差引(収入)がある場合は、当該の取分差引に当該は当該は「IV 特別措置分(2)欄及び特別措置分(3)欄」の欄を合計した額を記入すること。
- 5.児童発達支援、4.子育て支援の別欄の第3欄に定め各事業額を記入すること。
- 6.児童発達支援、4.子育て支援の別欄の第3欄に定め各事業額を記入すること。
- 7.児童発達支援、4.子育て支援の別欄の第3欄に定め各事業額を記入すること。
- 8.特別措置分(3)欄には、別業(別業)の特別措置分(1)と同一「特別措置分(2)欄」の欄を合計した額を記入すること。⑩欄には、各事業間の経費の取分の差引を行った上で補助額(差引額)がある場合は当該金額を、それ以外の差引(収入)がある場合は、当該の取分差引に当該は当該は「IV 特別措置分(2)欄及び特別措置分(3)欄」の欄を合計した額を記入すること。
- 「総合社」欄には、別業(1)別業の「特別措置分(3)欄」の欄を合計した額を記入すること。

改正後

別表2

1. 利用者支援事業 ～ 11. 一時預かり事業(2)幼稚園型 I

(略)

現行

別表2

1. 利用者支援事業 ～ 11. 一時預かり事業(2)幼稚園型 I

(略)

改正後	現行
<p data-bbox="103 236 1115 359">別表2 11. 一時預かり事業(4)余裕活用型～4. 利用者支援事業、放課後児童健全育成事業、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、地域子育て支援拠点事業ICT化推進事業(令和3年度補正予算分)</p> <div data-bbox="456 427 752 590" style="border: 1px solid black; text-align: center; padding: 20px;"><p data-bbox="539 475 669 544">(略)</p></div>	<p data-bbox="1115 236 2134 359">別表2 11. 一時預かり事業(4)余裕活用型～4. 利用者支援事業、放課後児童健全育成事業、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、地域子育て支援拠点事業ICT化推進事業(令和3年度補正予算分)</p> <div data-bbox="1469 427 1765 590" style="border: 1px solid black; text-align: center; padding: 20px;"><p data-bbox="1552 475 1682 544">(略)</p></div>

現行

新規

改正後

別表2

5. 新型コロナウイルス感染症に係る事業継続支援事業

市町村名 _____

類型	か所数 ①	対象経費の 差支出額 ②	国庫補助 基準額 ③
(1) 緊急時の職員確保・職場環境の復旧・ 環境整備等			
(2) 感染症対策のための改修			
合計	0	0	0

(記入上の注意)

- ②③欄には、「(1)緊急時の職員確保・職場環境の復旧・環境整備等」「(2)感染症対策のための改修」における対応する欄の計欄の金額を記入すること。
- ③欄は、表紙か所等での国庫補助基準額を計上すること。

現行

新規

改正後

別表2

5. 新型コロナウイルス感染症に係る事業継続支援事業
（2）感染症対策のための取修

市町村名

事業名	事業所数	①	対象経費の算出額	②	国庫補助基準額	③
利用者支援事業	か所					
延長保育事業	か所					
放課後児童健全育成事業	支援の単位					
子育て短期支援事業	か所					
乳児家庭全戸訪問事業	市町村					
養育支援訪問事業	市町村					
地域子育て支援拠点事業	か所					
一時預かり事業	か所					
病児保育事業	か所					
子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）	市町村					
会社						

（記入上の注意）

- ②欄は、感染症対策のための取修に必要な経費を記入すること。
- ③欄は、実施が所等ごとの国庫補助基準額の合計額を計上すること。

現行

新規

改正後

別表 2

6. 利用者支援事業、放課後児童健全育成事業、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、地域子育て支援拠点事業
ICT化推進事業（令和4年度第2次補正予算分）
（1）業務のICT化を行うためのシステムの導入、（2）研修のオンライン化

市町村名

事業名	事業所数	対象経費の実支出額	国庫補助基準額
利用者支援事業	か所	② 円	③ 円
放課後児童健全育成事業	支援の単位		
乳児家庭全戸訪問事業	市町村		
養育支援訪問事業	市町村		
地域子育て支援拠点事業	か所		
合計			

〔記入上の注意〕

- ②欄は、（1）業務のICT化を行うためのシステムの導入、（2）研修のオンライン化に係る経費を記入すること。
- ③欄は、実施か所等ごとの国庫補助基準額を計上すること。

現行

新規

改正後

別表2

6. 利用者支援事業、放課後児童健全育成事業、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、地域子育て支援拠点事業
1. C/T化推進事業（令和4年度第2次補正予算分）
2. 通訳や翻訳のための機器の導入

市町村名

事業名	事業所数	対象経費の実支出額	国庫補助基準額
	①	②	③
利用者支援事業	か所		
放課後児童健全育成事業	支援の単位		
乳児家庭全戸訪問事業	市町村		
養育支援訪問事業	市町村		
地域子育て支援拠点事業	か所		
合計			

(記入上の注意)

- ②欄は、通訳や翻訳のための機器の導入に係る経費を記入すること。
- ③欄は、実施が所等ごとの国庫補助基準額を計上すること。